

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県証明事務手数料条例の一部を改正する条例	一
○ 福島県税条例の一部を改正する条例	一
○ 福島県職員定数条例等の一部を改正する条例	四
○ 福島県防災会議条例の一部を改正する条例	四
○ 福島県災害対策本部条例の一部を改正する条例	五
○ 福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例	五
○ 福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	五
○ 福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県水道技術管理者の資格を定める条例	三
○ 福島県港湾管理条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例	四

条 例

福島県証明事務手数料条例の一部を改正する条例、福島県税条例の一部を改正する条例、福島県職員定数条例等の一部を改正する条例、福島県防災会議条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例、福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例、福島県水道技術管理者の資格を定める条例、福島県港湾管理条例の一部を改正する条例及び福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十九日

福島県条例第五十五号

福島県証明事務手数料条例の一部を改正する条例

福島県証明事務手数料条例（平成二十三年福島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「認証」の下に「、確認、検査」を加え、同条第七号中「土地」の下に「（道路を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

（財 政 課）

福島県条例第五十六号

福島県税条例の一部を改正する条例

（福島県税条例の一部改正）

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二十四中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第三十九条の三十四第一項中「納付された譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三十三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」を「法第七十二条の百三十三項に規定する合算額の十七分の十」に、「法第七十二条の百三十四」を「同項」に、「同条」を「同項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「あん分する」を「按分する」に改め、同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、法第七十二条の百三十四第一項に規定する合算額の十七分の七に相当する額に、同条第二項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、市町村に対し、前項の人口に按分して交付する。

附則第八条の八を附則第八条の九とし、附則第八条の七の次に次の一条を加える。

（地方消費税の市町村に対する交付の特例）

第八条の八 第三十九条の三十四の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「前条」とあるのは、「前条及び附則第八条の七」とする。

附則第九条の六第四項中「第二十条第三項又は第五項」を「第二十条第二項」に改める。

附則第九条の七第一項中「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う」を削り、「関して」の下に「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の」を加え、「対象区域をいう。以下同じ。」の下に「又は避難指示解除準備区域設定指示（原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が

福島県知事 佐藤 雄 平

期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に二十四年改正法附則第四條第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同條第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、二十四年改正法附則第五條第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する新條例附則第八條の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた新條例第三十九條の二十六第二項の規定の適用については、「同項」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十二條の八十八第一項」とする。

第六條 新條例附則第八條の八の規定により読み替えて適用される新條例第三十九條の三十四の規定は、施行日以後に行われる地方消費税の交付について適用する。この場合において、附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、この規定の適用については、新條例附則第八條の八の規定により読み替えて適用される新條例第三十九條の三十四第一項中「前条及び附則第八條の七」とあるのは「前条及び福島県新條例改正法附則第二條（平成二十四年福島県新條例第五十六号。以下この項において「福島県新條例改正法」という。）附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた福島県新條例改正法附則第二條の規定による改正前の福島県新條例（以下この項において「旧條例」という。）第三十九條の三十三並びに附則第八條の七及び福島県新條例改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧條例附則第八條の七」とする。

第七條 施行日から平成二十七年三月三十一日までの間に新條例附則第八條の八の規定により読み替えて適用される新條例第三十九條の三十四（この規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新條例附則第八條の八の規定により読み替えて適用される新條例第三十九條の三十四第一項中「十七分の十」とあるのは「十二分の十」と、新條例附則第八條の八の規定により読み替えて適用される新條例第三十九條の三十四第二項中「十七分の七」とあるのは「十二分の二」とする。

第八條 別段の定めがあるものを除き、第二條の規定による改正後の福島県新條例（以下「二十七年新條例」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一條第三号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第九條 二十七年新條例附則第八條の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた二十七年新條例第三十九條の二十六第一項の規定は、消費税法第四十二條第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が一部施行日以後に開始する場合について適用し、これらの課税期間が施行日から一部施行日の前日までの間に開始した場合

については、なお従前の例による。

第十條 二十七年新條例附則第八條の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた二十七年新條例第三十九條の二十六第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する消費税法第四十二條第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間に係る二十七年新條例附則第八條の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた二十七年新條例第三十九條の二十六第一項の規定による申告書で消費税法第四十三條第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に二十四年改正法附則第四條第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、二十四年改正法附則第十條第二項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等又は二十四年改正法附則第十條第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、これらの事業者に対する二十七年新條例附則第八條の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた二十七年新條例第三十九條の二十六第一項の規定の適用については、同項中「同条各項」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十二條の八十七第一項から第三項まで」とする。

第十一條 二十七年新條例附則第八條の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた二十七年新條例第三十九條の二十六第二項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十七年新條例附則第八條の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた二十七年新條例第三十九條の二十六第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に二十四年改正法附則第十條第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、二十四年改正法附則第十條第三項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、二十四年改正法附則第十條第四條第二項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等又は二十四年改正法附則第十條第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、二十四年改正法附則第十一條第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する二十七年新條例附則第八條の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた二十七年新條例第三十九條の二十六第二項の規定の適用については、「同項」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十二條の八十八第一項」とする。

第十二條 二十七年新條例附則第八條の八の規定により読み替えて適用される二十七年新條例第三十九條の三十四の規定は、一部施行日以後に行われる地方消費税の交付について適用する。この場合において、附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、この規定の適用については、二十七年新

条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第三十九条の三十四第一項中「前条及び附則第八条の七」とあるのは「前条、福島県条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第五十六号。以下この項において「福島県条例改正条例」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた福島県条例改正条例第一条の規定による改正前の福島県条例（以下この項において「旧条例」という。）第三十九条の三十三及び福島県条例改正条例附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた福島県条例改正条例第二条の規定による改正前の福島県条例（以下この項において「二十七年旧条例」という。）第三十九条の三十三並びに附則第八条の七、福島県条例改正条例附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第八条の七及び福島県条例改正条例附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧条例附則第八条の七」とする。

第十三条 一部施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における二十七年新条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第三十九条の三十四（この規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、二十七年新条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第三十九条の三十四第一項中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、二十七年新条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第三十九条の三十四第二項中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における二十七年新条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第三十九条の三十四の規定の適用については、二十七年新条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第三十九条の三十四第一項中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、二十七年新条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される二十七年新条例第三十九条の三十四第二項中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

第十四条 附則第一条第一号に定める日における新条例附則第九条の七第一項に規定する避難指示解除準備区域設定指示区域（以下「避難指示解除準備区域設定指示区域」という。）である区域は、同項から同条第三項までの規定の適用については、平成二十三年三月十一日から避難指示解除準備区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、同条第一項中「避難指示解除準備区域設定指示（原子力発電所の事故に關して原子力災害対策特別措置法第二十条の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた、避難指示解除準備区域を設定する指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該避難指示解除準備区域設定指示に係る避難指示解除準備区域設定指示区域（避難指示解除準備区域設定指示」とあるのは「平成二十三年三月十一日において避難指示解除準備区域設定指示区域（原子力発電所の事故に關して原子力規制委員会設置法附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特

別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた、避難指示解除準備区域を設定する指示（以下「避難指示解除準備区域設定指示」という。）と、「又は当該避難指示解除準備区域設定指示が行われた日」とあるのは「が行われた日又は同日」と、「当該避難指示解除準備区域設定指示が解除された」とあるのは「当該避難指示解除準備区域に係る当該避難指示解除準備区域設定指示が解除された」と、同条第二項及び第三項中「避難指示解除準備区域設定指示が行われた日において当該避難指示解除準備区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「又は当該避難指示解除準備区域設定指示が行われた日」とあるのは「が行われた日又は同日」と、「当該避難指示解除準備区域設定指示が解除された」とあるのは「当該避難指示解除準備区域に係る当該避難指示解除準備区域設定指示が解除された」とする。

（税 務 課）

福島県条例第五十七号

福島県職員定数条例等の一部を改正する条例

（福島県職員定数条例の一部改正）

第一条 福島県職員定数条例（昭和三十六年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表知事の事務部局の項中「五、一六二人」を「五、五一二人」に改め、同表合計の項中「五、二六五人」を「五、六一五人」に改める。

第二条 福島県職員定数条例の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附 則
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 当分の間、第一条の規定による改正後の福島県職員定数条例第二条第一項の表知事の事務部局の項中「五、五一二人」とあるのは「五、八一二人」と、同表合計の項中「五、六一五人」とあるのは「五、九一五人」とする。

3 知事は、この条例の施行後五年以内に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害からの復旧及び復興の状況を勘案し、知事の事務部局の職員の定数について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（行政経営課）

福島県条例第五十八号

福島県防災会議条例の一部を改正する条例

福島県防災会議条例（昭和三十七年福島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- 一 知事の部内の職員のうちから指名される委員 十人以内
 - 二 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 四人以内
 - 三 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 十七人以内
 - 四 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 二人以内
- 第二条第二項中「市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される」を「前項第二号から第四号までに掲げる」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に任命される委員（改正後の福島県防災会議条例第二条第一項第四号に掲げる委員に限る。）の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

（災害対策課）

福島県条例第五十九号

福島県災害対策本部条例の一部を改正する条例

福島県災害対策本部条例（昭和三十七年福島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（災害対策課）

福島県条例第六十号

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を第五条とし、第二条第二十六号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条を第四条とする。

第一条第一項の表一の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（趣旨）

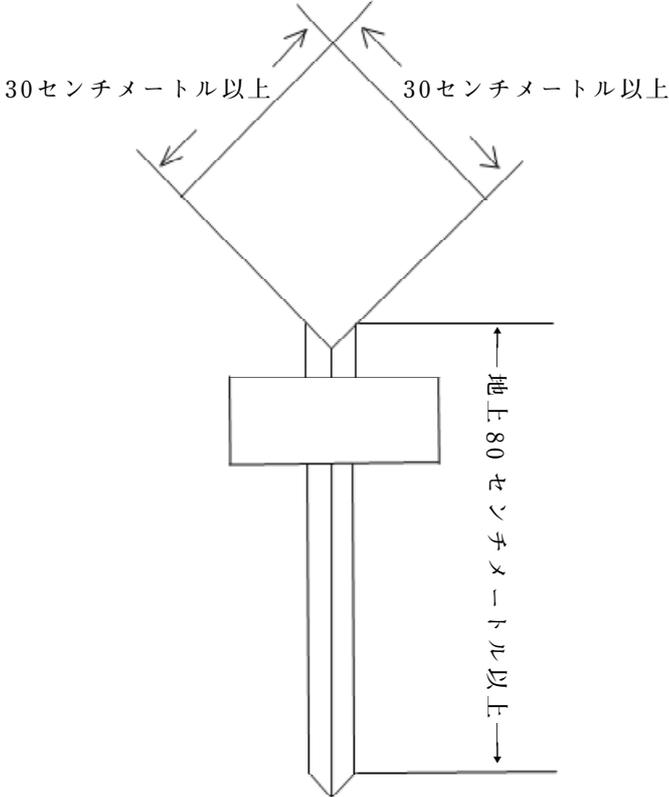
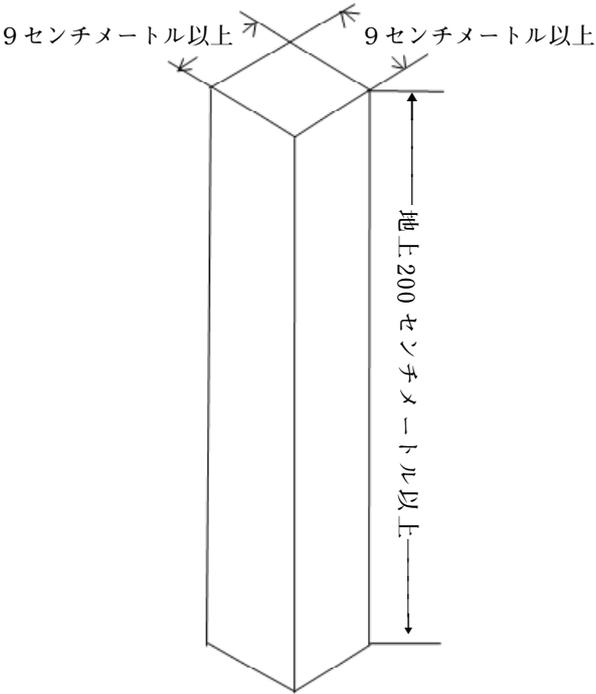
第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

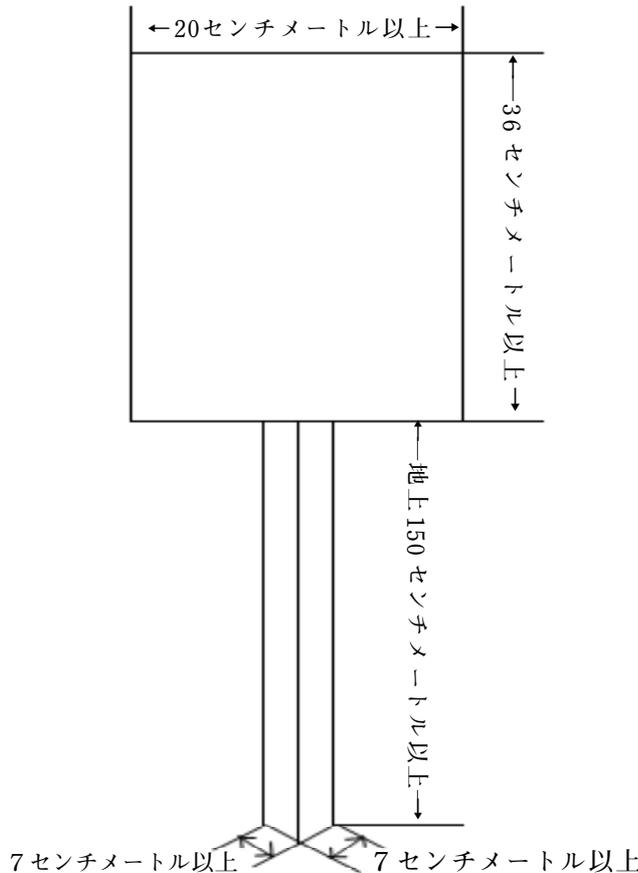
（標識の寸法）

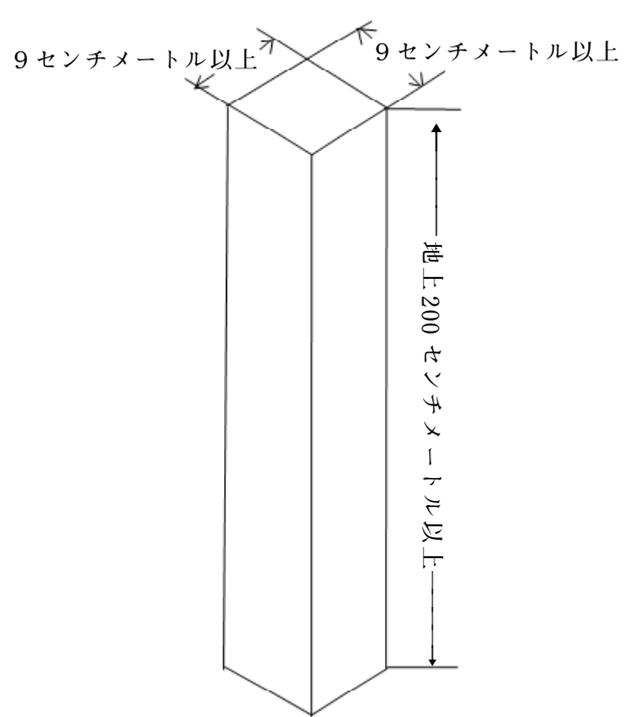
第二条 法第十五条第十三項（法第二十八条第九項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び法第三十四条第五項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）第三十七条第一項の規定に基づき知事が設置する標識の寸法は、当該標識が設置される別表の左欄に掲げる区域ごとの同表の中欄に掲げる当該標識の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める寸法とする。

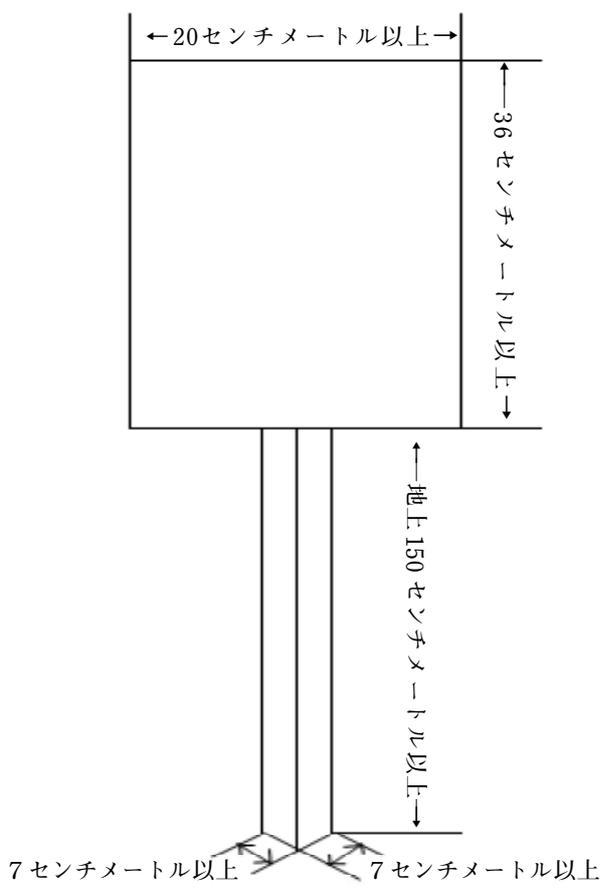
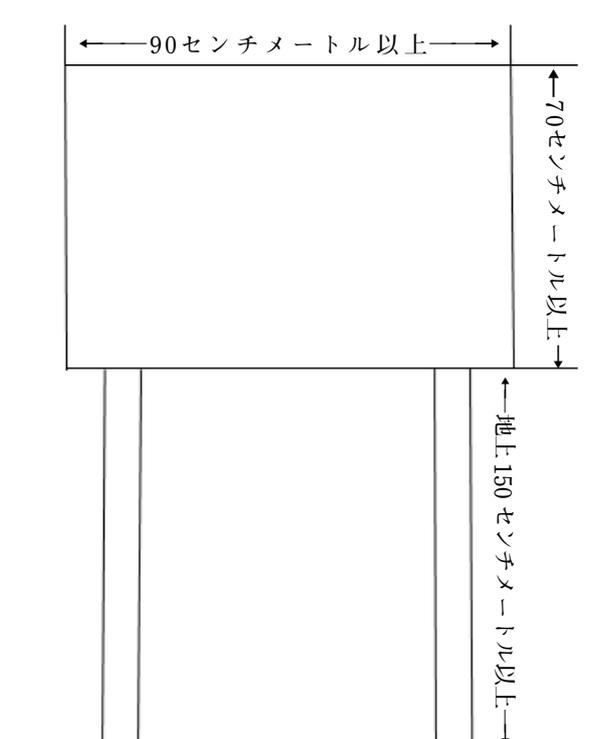
附則の次に次の別表を加える。

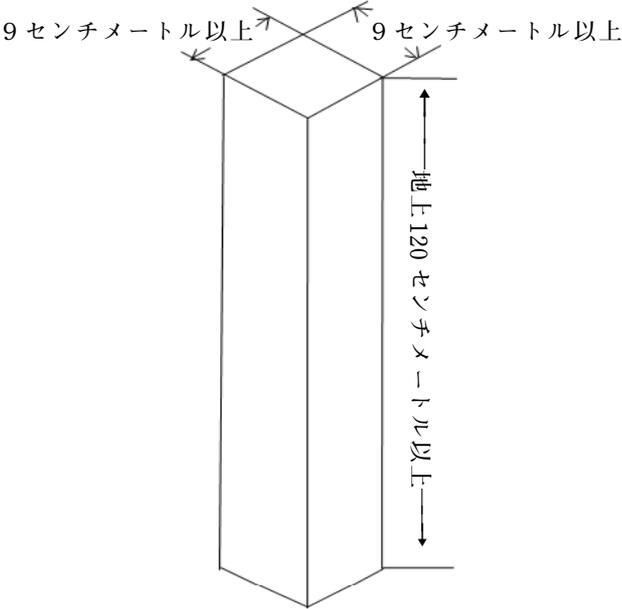
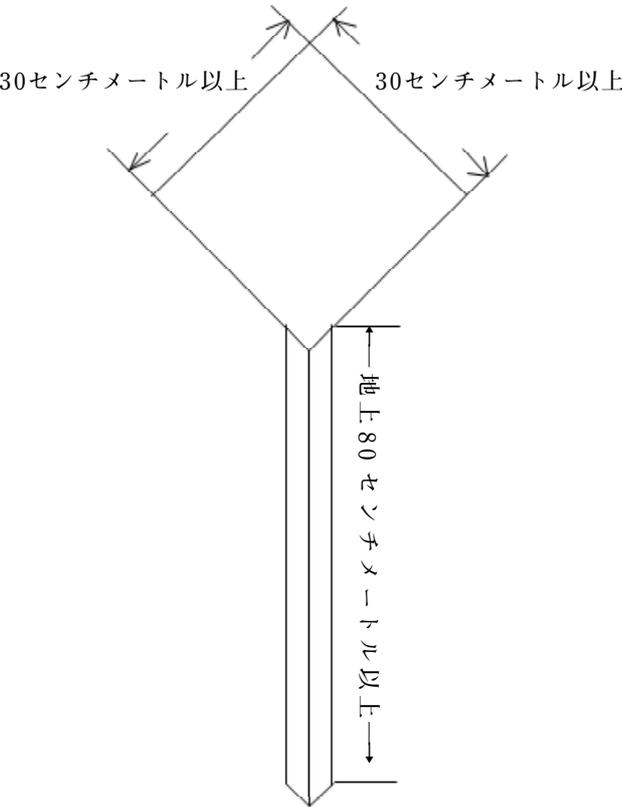
別表（第2条関係）

標識を設置する区域	区分	標 識 の 寸 法
1 法第15条第1項の規定により指定する指定猟法禁止区域	制札	 <p>30センチメートル以上 30センチメートル以上</p> <p>地上80センチメートル以上</p>
2 法第28条第1項の規定により指定する鳥獣保護区	標柱	 <p>9センチメートル以上 9センチメートル以上</p> <p>地上200センチメートル以上</p>

	制札	 <p>←20センチメートル以上→</p> <p>↑36センチメートル以上↓</p> <p>↑地上150センチメートル以上↓</p> <p>7センチメートル以上 7センチメートル以上</p>
--	----	---

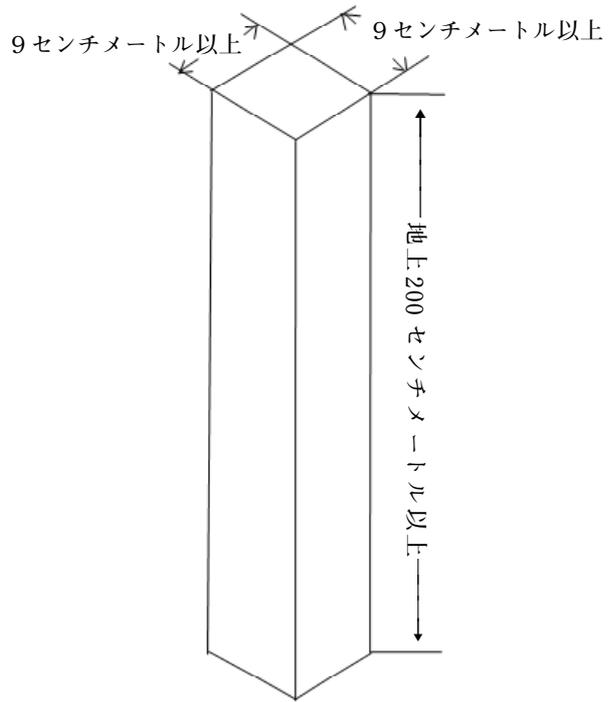
3 法第29条第1項の規定により指定する特別保護地区	標柱	 <p>9センチメートル以上 9センチメートル以上</p> <p>↑地上200センチメートル以上↓</p>
----------------------------	----	--

	制札	 <p>←20センチメートル以上→</p> <p>↑36センチメートル以上↓</p> <p>↑地上150センチメートル以上↓</p> <p>7センチメートル以上 7センチメートル以上</p>
4 法第29条第7項第4号の規定により指定する区域	制札	 <p>←90センチメートル以上→</p> <p>↑70センチメートル以上↓</p> <p>↑地上150センチメートル以上↓</p>

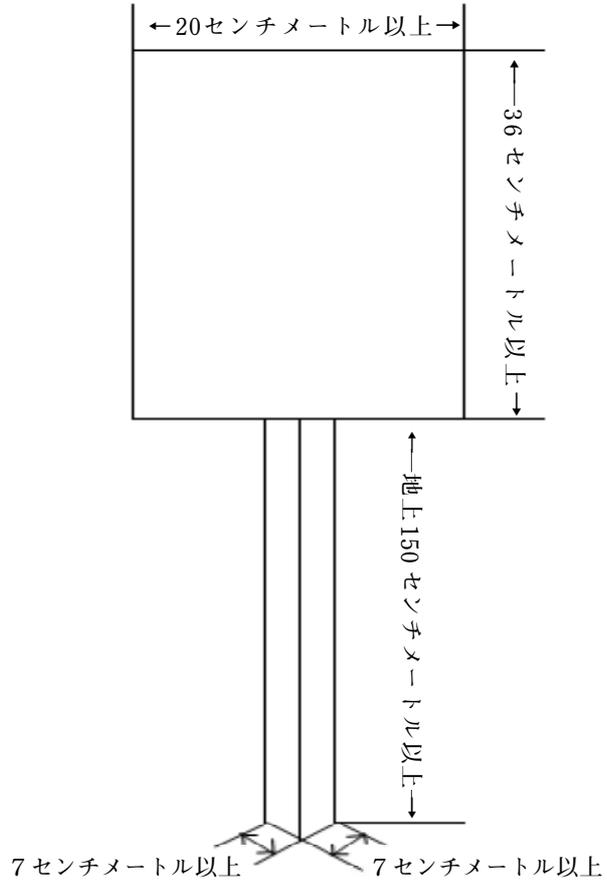
<p>5 法第34条第1項の規定により指定する休猟区</p>	<p>標柱</p>	
	<p>制札</p>	

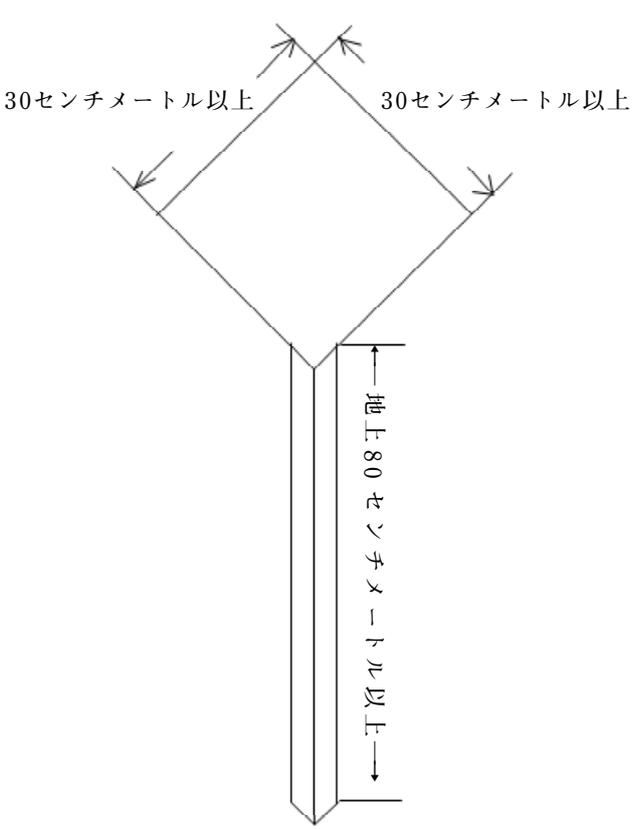
6 法第35条第1項の規定
により指定する特定猟具
使用禁止区域

標柱



制札



7 法第35条第1項の規定により指定する特定猟具使用制限区域	制札	
--------------------------------	----	---

備考

- 1 制札を立竹木又は工作物を利用して設置する場合にあっては、当該制札の視認を妨げない範囲で、当該制札の寸法をこの表の右欄に定める寸法より小さくすることができる。
- 2 1の項、5の項及び7の項の中欄に掲げる制札を支柱を用いないで設置する場合にあっては、地上から当該制札の下端までの高さは、150センチメートル以上とする。
- 3 2の項、3の項及び6の項の中欄に掲げる制札の支柱に木材以外の材料を用いる場合であって、木材を用いた場合と同等程度以上に制札を支持することができるときは、当該支柱の太さの寸法については、この表の右欄に定める寸法より小さくすることができる。

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第六十一号

福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成十七年福島県条例第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第三項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、平成二十四年度分の福島県国民健康保険調整交付金から適用する。

(国民健康保険課)

福島県条例第六十二号

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第六十三号

福島県障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

福島県障がい者施策推進協議会条例(昭和四十八年福島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項の規定に基づく地方障害者施策推進協議会」を「第三十六条第一項の合議制の機関」に改める。

第二条第二項中「関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」を「障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験のある者並びに関係行政機関の職員」に改め、同条第三項中「学識経験を有する者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」を「障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者」に改める。

第四条中「協議会の議事その他」を削り、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県障がい者施策推進協議会条例第二条第二項の規定により任命されている福島県障がい者施策推進協議会の委員は、その残任期間中は、改正後の福島県障がい者施策推進協議会条例第二条第二項の規定により任命された委員とみなす。

(障がい福祉課)

福島県条例第六十四号

福島県水道技術管理者の資格を定める条例

(専用水道に係る水道技術管理者の資格)

第一条 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。)第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(同法第百八条第二項の大学(以下「短期大学」という。)を除く。以下「大学」という。)の土木工学を履修する課程若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又は旧大学令(大正七年勅令第308号)に規定する大学において土木工学を履修する課程若しくはこれに相当する課程を修了して卒業した者(以下これらを「一号大学卒業者」という。)であつて、当該卒業後二年以上水道(法第三条第一項に規定する水道をいう。以下同じ。)に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 二 大学の土木工学を履修する課程又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する授業科目以外の授業科目の単位を修得して卒業した者(以下「二号大学卒業者」という。)であつて、当該卒業後三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- 三 短期大学若しくは学校教育法第一条に規定する高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第61号)に規定する専門学校において土木を履修する課程

又はこれに相当する課程を修了して卒業した者であつて、当該卒業後五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

四 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に規定する中等学校において土木を履修する課程又はこれに相当する課程を修了して卒業した者であつて、当該卒業後七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

五 一号大学卒業者又は二号大学卒業者のうち、学校教育法第九十七条に規定する大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学を履修する課程を専攻した者又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した者であつて、一号大学卒業者にあつては大学院の研究科における当該課程の専攻後又は大学の専攻科における当該課程の専攻後又は大学院の専攻科における当該課程の専攻後又は大学の専攻科における当該課程の修了後二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

六 第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学を履修する課程又はこれらに相当する課程を修了して卒業した者であつて、第一号に規定する学校を卒業したものにあつては当該卒業後四年以上、第三号に規定する学校を卒業したものにあつては当該卒業後六年以上、第四号に規定する学校を卒業したものにあつては当該卒業後八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

七 第一号、第三号及び第四号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学を履修する課程並びにこれに相当する課程以外の課程を修了して卒業した者であつて、第一号に規定する学校を卒業したものにあつては当該卒業後五年以上、第三号に規定する学校を卒業したものにあつては当該卒業後七年以上、第四号に規定する学校を卒業したものにあつては当該卒業後九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
九 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程若しくは授業科目に相当する課程若しくは授業科目又は第三号、第四号、第六号若しくは第七号に規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であつて、当該修得後、当該各号に規定する卒業した者の区分に応じ当該各号に定める年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

十 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の第二次試験のうち技術士法施行規則(昭和五十九年総理府令第五号)第二条第十号の上下水道部門に係るものに合格した者(当該第二次試験の試験科目のうち選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

十一 水道法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十五号)第十四条第三号に規定する登録講習の課程を修了した者

(小規模の専用水道に関する読替え)
第二条 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(法第三条第六項に規定する専用水道をいう。)に係る法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格については、前条第二号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同条第二号中「三年以上」とあるのは「一年以上」と、同条第三号中「五年以上」とあるのは「二年以上」と、同条第四号中「七年以上」とあるのは「三年以上」と、同条第五号中「修了後一年以上」とあるのは「修了後六月以上」と、「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同条第六号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同条第七号中「五年以上」とあるのは「二年以上」と、「九年以上」とあるのは「四年以上」と、同条第八号中「十年以上」とあるのは「五年以上」と、同条第九号中「年数以上」とあるのは「年数の二分の一以上」と、同条第十号中「一年以上」とあるのは「六月以上」とする。

附 則
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(食品生活衛生課)

福島県条例第六十五号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例

第一条 福島県港湾管理条例(昭和三十一年福島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。
別表第二荷役機械使用料の項を次のように改める。

荷役機械使用料	<ul style="list-style-type: none"> 一 揚力八トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき <ul style="list-style-type: none"> 一、九〇〇円 二 揚力二〇トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき <ul style="list-style-type: none"> 一、五〇〇円 三 ホツパ分岐施設一基ごとに三〇分につき <ul style="list-style-type: none"> 二、七〇〇円
---------	---

第二条 福島県港湾管理条例の一部を次のように改正する。
別表第二荷役機械使用料の項を次のように改める。

<ul style="list-style-type: none"> 一 揚力八トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき <ul style="list-style-type: none"> 一、九〇〇円 二 揚力二〇トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき <ul style="list-style-type: none"> 一、五〇〇円 三 揚力二四トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき <ul style="list-style-type: none"> 一、五〇〇円
--

荷役機械使用料

つき	一五、五〇〇円
四 揚力四二・二トンタイヤマウント型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき	六、〇〇〇円
五 ホッパ分岐施設一基ごとに三〇分につき	二四、七〇〇円

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

(港 湾 課)

福島県条例第六十六号

福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福島県暴力団排除条例(平成二十三年福島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十三号)の施行の日から施行する。

(組織犯罪対策課)